名古屋港管理組合公報

平成23年12月14日

（水曜日）

号外第262号

目　　　　次

公　　　　告

○名古屋港港湾計画の変更の概要 …………………………………………………………………… 1

公　　　　告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第３条の３第９項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成23年12月14日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事　大村　秀章

1　港湾計画の変更の概要

平成12年４月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

⑴　港湾の効率的な運営に関する事項

ア　効率的な運営を特に促進する区域

以下のとおり計画する。

地区名	効率的な運営を特に促進する区域
西部地区	水深16メートル　岸壁３バース　延長1,050メートル（コンテナ船用） 水深15メートル　岸壁２バース　延長700メートル（コンテナ船用） 水深12メートル　岸壁３バース　延長900メートル（コンテナ船用） 水深12メートル　岸壁１バース　延長250メートル（コンテナ船用） 水深10メートル　岸壁２バース　延長370メートル（コンテナ船用） 埠頭用地　118ヘクタール 水深14メートル　岸壁２バース　延長700メートル（コンテナ船用） 水深12メートル　岸壁１バース　延長250メートル（コンテナ船用） 埠頭用地　55ヘクタール

⑵　その他重要事項の計画

ア　利用形態の見直しの検討が必要な区域

以下のとおり計画する。

地区名	利用形態の見直しの検討が必要な区域
内港地区	利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

2　港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区港町１番11号　名古屋港管理組合　企画調整室　計画担当

発行所　名古屋市港区港町１番11号

名古屋港管理組合